

第二回國会衆議院

治安及び地方制度委員会議録第十九号

昭和二十三年四月一日(木曜日)

午後三時二十分開議

出席委員

委員長

四事門司 坂東幸太郎君

理事高岡 亮君

理事矢尾喜三郎君

理事中島 茂喜君

理事松野 賴三君

理事酒井 俊雄君

大石ヨシエ君

菊池 重作君

久保田鶴松君

松浦 瑛君

坂口 主税君

千賀 康治君

大村 清一君

小暮藤三郎君

有松 鼎君

専門調査員

本日の会議に付した事件

消防法案起草に関する件

競大法案起草に関する件

○坂東委員長 これより治安及び地方

制度常任委員会を開会いたします。

本日の日程は地方財政制度改革に関する件、消防法案起草に関する件、競大法案起草に関する件であります。が、未だその程度でございまして、そのときもお断り申し上げましたように、三月六日の法案提出期限に、内閣の更迭等によりまして、その期限までに間に合

○荻田政府委員 先般地方政府委員会

といったしましての案をごらんに入れておきましたのであります。が、そのときもお断り申し上げましたように、三月六日の法案提出期限に、内閣の更迭等によりまして、その期限までに間に合

つくりと法案提出の時期の明示できま

せんことを、非常に遺憾に思つてお

次第であります。以上簡単でございま

すが、先御報告申し上げました以後の

経過につきまして御報告申し上げた次

第であります。

思つておるのであります。その後新内閣ができまして、新内閣のもとにおきまして地方財政制度改革要項につきまして、各省の折衝が続けられておるの

して、各省の折衝が続けられておるの

であります。が、未だ何ら発展を見ない状況であるのであります。また関係方

面の意向も未だ、はつきりいたさない

ような状態であります。が、未だ何ら発展を見ない状況であるのであります。また関係方

面の意向も未だ、はつきりいたさない

ような状態であります。が、未だ何ら発展を見ない状況であるのであります。また関係方

面の意向も未だ、はつきりいたさない

のような状態であります。が、未だ何ら発展を見ない状況であるのであります。また関係方

○松澤(兼)委員 ただいま荻田事務局

長のお話がございました御当局の御努力

の点につきましては、まことに敬服

する次第であります。しかし大体にお

きましては、三月六日を限つて法案が

国会に提出されなければならぬとい

うことになつておつたのであります

が、これが多少の遅延を見るというこ

とは、やむを得ないことだと思うので

あります。が、まだ内閣の内部におきま

すても、税制の改革あるいは地方委譲

権の問題が閣議で審議せ

られましたときに、國の予算案をつく

る前提として一應財政税制制度の問題

をきめなければ、國自体の予算も編成

することができないというようなこと

からいたしまして、一應財政税制制度

の改正を促進することになり、関係四

閣僚、つまり野溝委員長と大藏大臣、

安本総裁と西尾國務大臣、この四人の

間におきまして、小閣僚懇談会を設け

まして、そこで政府案として審議する

ということになりましたので、これに

よりまして至急解決のつくものとわれ

われは期待しておるのであります。い

ずそれによりまして政府案ができま

ります。しかもその税制改革がここ一箇月

といふことになりましたので、これに

よりまして至急解決のつくものとわれ

われは期待しておるのであります。い

ずそれによりまして政府案ができま

ります。しかもその税制改革がここ一箇月

といふことになりましたので、これに

よりまして至急解決のつくものとわれ

われは期待しておるのであります。い

ずそれによりまして政府案ができま

うことでいたずらに日を過しております

と、最も地方財政の上において根幹

をなしております住民税の徴収も、多

くあります。が、まだ内閣の内部におきま

すても、税制の改革あるいは地方委譲

権の問題が閣議で審議せ

られましたときに、國の予算案をつく

る前提として一應財政税制制度の問題

をきめなければ、國自体の予算も編成

することができないというようなこと

からいたしまして、一應財政税制制度

の改正を促進することになり、関係四

閣僚、つまり野溝委員長と大藏大臣、

安本総裁と西尾國務大臣、この四人の

間におきまして、小閣僚懇談会を設け

まして、そこで政府案として審議する

ということになりましたので、これに

よりまして至急解決のつくものとわれ

われは期待しておるのであります。い

ずそれによりまして政府案ができま

ります。しかもその税制改革がここ一箇月

といふことになりましたので、これに

よりまして至急解決のつくものとわれ

われは期待しておるのであります。い

ずそれによりまして政府案ができま

ります。しかもその税制改革がここ一箇月

といふことになりましたので、これに

よりまして至急解決のつくものとわれ

われは期待しておのであります。い

ずそれによりまして政府案ができま

ります。しかもその税制改革がここ一箇月

といふことになりましたので、これに

よりまして至急解決のつくものとわれ

われは期待しておのであります。い

ずそれによりまして政府案ができま

して遅れていることは、われく事務

局といたしましても、非常に遺憾に

思つてゐる次第でござります。それで

改革案実施の見透しでござりますが、

ただいま申し上げましたように、関係

各省及び関係方面の了解を得て議会に

提出するという時期、これはまだ一週間

や一日では無理ではないかと思つてお

ります。今月中にはぜひ提出いたしました

ことは思つておりますが、少しあとに

なるのじやないかと思つております。

従いましてこれが國会に提出せられ

ます。御審議を受けて成立いたしました

実施も六月一日くらいになればよいの

ではないか、それより遅れるようにな

とのないようによく考えておる次第でござ

ります。

それで、なお附け加えまして申し上

げることは、ただいま仰せになりました

ように、一日遅れれば一日財政需

要に対する財源を得られません関係

上、地方が困るわけであります。従い

まして法律の改正を要せずして実施し

得る点は、ある程度実施さしていきた

いといふふうに考えて、それくそ

ういうふうに考えておるわけであります。

この見透しについてお話し願えれば非

常に幸いと思うわけであります。

なおこの関係各省と意見の一一致しな

い点でございますが、これは官廳内部

のことでありまして、率直に言えとお

つしやつておりますので、実情を簡単

ような措置もつております。

あります。しかし問題は五つあり

あります。

ますけれども、結局今回の地方税財政制度改革の根幹の問題でございますので、この五つが解決しませんでしたら、われくは満足な地方財政の自主化を考え得らないと思います。第一は税率に関する問題が三つ残っております。一つは事業税といいますか、土地使用税というか、要するに農村地帶に対する課税の問題であります。この点が初め財政委員会としましては、営業税の範囲拡張で事業税とするというようなことを考えておりましたが、そのはに土地の使用税をつくらいいと應きましておりますが、必ずしも各これが財政委員会といたしましては、一の問題であります。第二は入場税の委譲單に事務的には解決できませんので、面の反対があるわけであります。第三は酒・タバコ消費税の國税よりの委譲と申しますか、新しくつくるという問題であります。これは大蔵省の方面の反対があるのであります。そのほかは方団体中央金庫をつくつて、地方団体の金融を円滑にしようという考え、それからもう一つは災害復旧基金といふものをつくりまして、地方団体の行う災害復旧工事の迅速なる処理、並びに災害による地方団体財政への圧迫、この問題を解決したいと考えておりますが、この二つの制度につきましても、大蔵省方面において反対がありまして、解決していないのであります。たゞいま残つておりますのは、大体今申し上げたような五つの大きな点なのであります。従いまして小さな点は法案等の整理も、もう大体われわ

れ事務当局としては終つておりますが、大きな問題が解決しませんために、この全貌が決定しないわけであります。余計なことかもしれないが、附け加えて申し上げますと、そのように主として大蔵省関係と衝突しておるわけであります。これは要するにわれわれとしては新憲法、新自治法の精神に則りまして、地方自治の拡充、そのため必要な地方財政の裏づけ、地方分権、地方自治の強化、こういう觀点に立つてものを考えておるのであります。大蔵省方面に詰きましては、必ずしもそういふ思想に同意せず、中央集権的な行政あるいは國庫財政第一主義というような觀点から、根本的にかく対立があるので、それがこういう点に現われておるのだと思ひます。簡単に事務的には解決できませんので、先ほど申し上げましたような閣僚懇談會を設けていただいて、ここで解決のつくものだとわれくは観測しております次第であります。

○松澤(寒)委員 私先ほど御質問申し上げたことで終らうと思つておりますが、ただいまのお話で五つの点が懸念になつておるということを承つたわけであります。それによりますと入場税の問題、それから酒及びタバコの消費税の問題、それから中央金庫及び災害基金の問題、及び最初申されました土地使用税の問題が懸案になつておるということであります。そこで第一点についてお伺いいたします。

○萩田政府委員 御質問の第一点の、提出しました要綱の中で解決しない点は五つだけかと仰せになりましたが、大きい点でございませんが、小さい点は大体その線に沿つて解決がついておるわけであります。

○坂口委員 先ほど松澤委員からお話を伺つたとき、これはひとつ速記を止めさせていただいて……。

○坂東委員長 それではちよつと入場税の問題、それから酒及びタバコの消費税の問題、それから中央金庫及び災害基金の問題、及び最初申されました土地使用税の問題が懸案になつておるということであります。そこで第一点についてお伺いいたしたいことは、要綱に示されました他の問題については大体片づいて、この四つだけが懸案として残つてゐるというふうに了解してよろしくかという問題と、それから土地使用税の問題、これは私前にも御質問申

てみますと、地方財政委員会に多くを要望し期待することが酷であるということは十分わかります。御苦心は察します。余計なことかもしれないが、附け加えて申し上げますと、そのように主として大蔵省関係と衝突しておるわけであります。これは要するにわれわれとともに心配いたしました通り、地方団体の財政が大きな蹉跎を來しておるということは争えぬところであります。この際申し上げました通り、地方団体の財政が大きなかつたように思います。これに付けて私が心配いたしました通り、地方団体に対する地方財政の自主権をこの際解決しておかなければ、解決ができない非常に大きな問題になるのです。この際申し上げました通り、地方団体に対する地方財政の自主権のないことでございますが、ただ私は三点ばかり簡単に要点だけを聽きたいと思います。この新しい年度の地方財政について、許されることは措置する申されたのであります。どういう税、あるいは耕作反別税、耕地税といつたような形のものをおとりになるお考えであるか。その点をもう一度確かめておきたいと考えます。以上二つの点についてお伺いいたします。

○萩田政府委員 先ほど松澤委員からお話を伺つたとき、私ははたして地方財政委員会として、農業税のほかに土地使用税、あるいは耕作反別税、耕地税といつたような形のものをおとりになるお考えであるか。その点をもう一度確かめておきたいと考えます。以上二つの点についてお伺いいたします。

○坂口委員 先ほど松澤委員からお話を伺つたとき、私ははたして地方財政委員会として、農業税のほかに土地使用税、あるいは耕作反別税、耕地税といつたような形のものをおとりになるお考えであるか。その点をもう一度確かめておきたいと考えます。以上二つの点についてお伺いいたします。

○坂東委員長 それではちよつと入場税の問題、それから酒及びタバコの消費税の問題、それから中央金庫及び災害基金の問題、及び最初申されました土地使用税の問題が懸案になつておるということであります。そこで第一点についてお伺いいたしたいことは、要綱に示されました他の問題については大体片づいて、この四つだけが懸案として残つてゐるというふうに了解してよろしくかという問題と、それから土地使用税の問題、これは私前にも御質問申

○ 萩田政府委員 御質問の第一点でござりますが、さしあたり実行できること申しましたものは、大体税に関する問題でございまして、要綱に掲げられておりますもののうち鉱產稅、電氣ガス稅、木材引取稅、儲人稅、なおそのほかに鉱區稅、不動產取得稅、なおこれまでのものが少しございますが、そういうものにつきましては、現在でも許可を受ければできるとなつておりますので、この許可を便宜通牒をもつて全部解除いたしまして、至急実施して一日も早く稅收入をあげるようになつたいたい、こう考えております。それからほのかの問題につきましては、たとえば警察制度の施行に伴いまする臨時経費のごときも、現在ござりまする警察費國庫下渡金制度によりまして、半額の補助を出していきたい。それからなお小さいかもしれませんが、今宝くじにつきまして、國庫納付金というものが必要であります。これが事実今年度がら徵收しない。法律を改正するまでに、徵收しないということにいたしていきたいと思います。従いまして残りましたものは大きな問題でございまして、これは法律をもつてはつきりときめてからでないとできませんので、そういうものは残してございますが、小さな簡易な点は実施をしておる次第であります。

も、われくの案を支持するような運動を行つておるのであります。それから第三番目の醸造市町村公団体がやつてはどうかといふ御意見、先般交聽いたしたのであります。その後委員会においても竹谷委員からその案の御披露がありましたが、できればなか／＼大きな改革になるものであります。が、さしあたりこの問題に取組んでもすぐというわけにいかないと、いう見透しでありますので、一應今回はこの私の方の酒、タバコ消費税によりまして、酒に対する課税の一部を地方政府にとるということにいたしまして、根本的なものはなお一年間地方財政委員会がござりますから、その間に研究したらどうかということに現在なつておるのであります。

すが、今回実施しようとする税によりまして、相当額の税收入が期待できるのであります。これだけをもちましてはなか／＼さしあたり四月以降の地方財政が十分にやつていけるというような財源ではございません。ただいま申し上げましたように、いずれにしても小さな税でございまして、入場税とか、酒、タバコ消費税とか、事業税、住民税というような根本の税ではふれておらぬのでございますから、もちろんこれだけでは金額にいたしましても大したものではありません。従いまして四月以降税制改正ができますまで、四月、五月の間非常に困るということは、われくも予想されるのであります。従いましてできるだけこれは國の方の、たとえば配付税の交付となるべく早く繰り上げて交付するという方法を考え、税制改正ができましたときに、遡つて、四月、五月と申しますが、本年度には、つて税制改正での引きないまでの間の穴埋めをその際に考えたい、こう考えております。

いと思いますことは、地方財政がきこめて不安定の中におかれていますから、各地方自治体におきましては、本年度の予算の編成、さらにその執行にあたりましては非常に大きな支障を來しておるということは言い得ると思ふのであります。従つて地方財政に対する処置、いわゆる税法の改正を一日も速やかにしていただきまして、そうした不安のないような状態に一日早くおいていただきたいと思います。これについて大藏当局が本日お見えになつておりませんことを非常に遺憾に思つておりますが、地方財政委員会として大藏当局との折衝の経過をこの機会に承ることができますれば、さいやいだと存じております。

○萩田政府委員 大体本月一ぱいには議会に提案の運びに至りたいと考えております。

○松澤(兼)委員 たび／＼質問申し上げますけれども、先ほどお話のありましたところの土地使用税の問題につきましては、これはいろ／＼当たり障りがあると考えておりますので、私といたしましては、むしろ反対的な意見をもつておるわけであります。これが新しい地方税制の改革にはいつてくるとすると、どういうことになるかという問題であります。なるほど農村の土地使用に対して課税することは、農村の負担力の関係から言つて、一應は考えられるのであります。しかし一方都会上におけるいわゆる土地の権利金とか、あるいは土地増加税の問題と関連してみますと、かえつて都會における土地増加に対する課税することが考えられてもしかるべきであつて、むしろ國策に順應して、土地を新しく開墾したり、耕作面積を拡げたものに対して課税することは、どうもおもしろくなない。こういうふうな意見を私もつておる、農村の耕地税というものに対しては、先ほど申しましたように、むしろ反対的な意見をもつておるわけであります。都會の土地の價格の増加された分、もしくは莫大な権利金で賃貸借が行われておるという点について、今回の地方税の改革について御考慮になつておいでになるかどうかという点をお尋ねいたしたい。

もう一つは、これは今までお話をなかつたところであります。たとえば地方公共團體などにおきまして、使用

料、手数料というものをとつておるわけであります。これは条例等によつて徴収する額を決定することになつておるものもありますが、あるいは國で一定の基準を與えまして、これ以上とつてはいけないといったような手数料のようなものもあるようになります。実際のところ私もはつきりしないのであります。たとえば看護婦の免状交付に対する手数料であるとか、あるいは開業医に対する手数料であるとか、いつたような、いわば間接税に屬しているもの、そういうものは、今後自由に地方普通公共團体が條例をもつて規定すれば、ある程度まで増額收入ができるというものであります。あるいはやはりこれも地方財政委員会で國家的調整を加えていくお考えでありますか。この点明らかにしていただきたい。

ないことは、税を納めるだけの金すらもないというようなこともありますので、さしあたり不動産取得税を引上げまして、高くなつた土地を賣つて現金がはいつて納税ができるというときに、この不動産取得税をとる考え方であります。

次に使用料と手数料の問題であります。これは申すまでもないのですですが、いわゆる地方団体の固有事務の問題と、委任事務の問題とでは、やはりある程度まで國が全國的な統制をしております。たとえば法律とか政令においてその額を制限しているものがありますので、そういうものについては地方団体の任意にはこれを変更することができないわけであります。ただいま御指摘の看護婦の手数料とか、戸籍の手数料がそれであります。なお大きくは水利使用料が各地で問題になつておりますが、それらも地方団体で適当にできないわけであります。そのほか一般物價統制令にひつかかるものは一應物價廳の許可を仰がなければならぬわけであります。

○松野委員 私多少遅れて來たので、こういう質問が出たかと思ひますが、これはこの前に私が發言したと思ひます。これは御承知のことく、あまり結構な話でありませんが、全國的に特に地方の農村地帯に濁酒の密造を行われていることは周知の事實であります。そしてこれを取締る方法も、現在の税務署その他において不可能なことも周知の事實であります。しかばねれを何とか財源とする方法はないかと

いうことを、この前の委員会に提案いたしましたが、その後何らの回答もありませんし、また今度の要綱にもはいつておらぬようですが、地方財政として考慮する余地があると思つて研究されているか、あるいはどういう処置をとられますか、一應御意見を拝聴いたしたいと思います。

○萩田政府委員 先ほど同じ御質問があつたわけでありますが、地方団体が酒の醸造に對して課税したらどうかといふお話を先般ありました。そのとき方財政委員会の竹谷委員もおられまして、その機会において披露があつたのであります。何分にも問題が大きいいので、さしあたり今回は間に合わないし、なお地方財政委員会も一年間あることだから、そのときに考えることになつたのであります。そうして今回は初めから要綱に掲げてありましたように、酒、タバコの消費税の一部を地方公共団体の收入とするようにし、なお密造取締りの点も、さいわいに自治体警察になりましたので、そこで賣れる酒の税の一部が地元にはいるとなれば、やはり自治体警察も一生懸命密造取締りに努力するようになりますから、そういう意味において酒、タバコの消費税をぜひつくりたいということになつております。

○高岡委員長代理 ほかに御質問ありませんか。

○高岡委員長代理 ほかに御質問あります。

○高岡委員長代理 では消防法案起草に関する件について、門司小委員長代理より中間報告を承りたいと思いま

まして小委員会の報告をいたしたいと思ひます。治安及び地方制度委員会では、今年一月二十一日に消防法の起草委員会をつくりまして、法案の起草に着手いたしまして、打合会、委員会を開くこと四回にわたりまして、ようやく草案の作成を終りましたことは、本年二月五日の本委員会におきまして、小委員長の出頭の中間報告を致しましたが、この草案を三月五日に送付して、意見を求めておりましたのであります。が、本月二十五日に至りまして、小委員長の出頭を求められまして、意見を求められたのであります。三月三十日小委員会を開き、当局の意見をも聴いて、再審議いたしました結果、ただいま配付いたしてあります。法案を得たのであります。もつともこの法案はさらに意見を求める必要があるのであります。その示された修正意見を逐條的に御説明申し上げたいと思います。

を挿入して、映写技士の資格を明らかにしておるのであります。

第四章に対しましては、消火の設備の部では、消防用具の検査及び備蓄を規定する第二十一條を削除しております。

第六章消火活動の部では、第二十七條中に新たに、消防車の出動及び帰路の途中における一般の消防車に対する心得と、消防車自体の制限を規定する一項を加えております。すなわち「消防車が火災の通報に應じて、現場に赴くときは、車馬及び歩行者は、これに道路をゆづらなければならぬ。消防車が接近したときには、自動車、牛馬車（手引車、自轉車等は道路左側に出來得る限り寄り添い消防車が通過するまで停止しなければならない。路面電車はその間停車しなければならぬ。消防車は火災の現場に出動するときに限りサイレンを用いることが出来る。時速は五十五キロメートルを超えてはならない。消防署に引き返すへ途中は鎗又は警笛を用い一般交通規則に従はなければならぬ。」この條項であります。さらに火災現場の警戒区域設定に関する規定として、同第二十七條中に新たに一項を加え消防員と警察官との権限を明らかにして「火災現場の消防長（古參者を意味する）の指揮により警戒区域を設定する場合現場にある警察官は、これに援助を與える義務がある」の一項を加えております。

第七章火災の調査の部では、第三十二條中に新たに次の一項を設けて、立ち入り検査を規定しております。すなわち「消防長及び関係保険会社が認めた代表者は、火災の原因及び損害の程度を決定する爲めに火災により破損又は破

Digitized by srujanika@gmail.com

捜査された財産を検査することが出来
る」の一項であります。さらに第三十
四條中に、放火の疑いある場合、その
捜査逮捕に関する消防官と警察官との

レビューアーは誰ですか。

○高田委員長代理 では次へ移りまして、競大法案起草に関する件について、松野小委員長より中間報告をお願いします。

に該大法案の今後の修正に関する問題は、特に必要ある場合を除いて、小委員会で審査したものをお原則として本委員会において審査を進めたいと思いま

けでございまして、何といたしましても政府は、ここに強力なる施策を示さなければ、地方の復興などということは実にあり得ざる問題でございます。

○坂東委員長 それでは満場異議なきものと認めます。しかばただいま由されました趣旨は、文書にいたしまして明日午前中に総理大臣のところにこ

権限を明らかにするための次の一項を
加えています。「放火の疑いのある
ときは、その捜査の主たる責任は消防
長又は消防署長とする。但し警察官が
犯人を探知し、之れを逮捕することは
妨げない。放火絶滅の共同目的のため
に消防官及び警察官は互に協力しなけ
ればならない。」を追加するのでありま
す。

○松野委員 昨日小委員会を開きました。その席上門司君より修正案が提出されました。それは第二條及び第三條に「内閣総理大臣」とあるを「地方財政委員会」と修正するという意見でございまして、その理由といたしましては、元來當競大法は地方財政を主体とするものであるから、内閣あるいは中央官廳

す。お詫びを願いたいと思います。
○高田委員長代理 ただいま中島君よりお聴き及びの通り、原則として小委員会で決定いたしました原案を本委員会の原案として審議を進めたいという御意見であります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高田委員長代理 それではさよなら

また地方財政委員会におきましてはつきり明示せられておるのであります。法案提出最終日たる三月六日は、すでに経過をして一箇月近くになんなんとしておるのでございます。かうなわけでございまして、すでに地方財政のために、私が申しますこの法案を、荏苒日を延ばす理由はつくづくないのでございまして、ほんとうど

れを手交することにいたしたいと思ひます。
なお明日は午後一時から会議を開きまして、海上保安廳法案が付託になりましたから、これを審議いたします。なお政府ではまだその材料は整備しきませんでしたが、明日は説明だけに願いたいと思いますけれども、材料は必要ないと思いますが、もちろん質問は自由であります。

第九章罰則の部では、第四十條ないし第四十四條で罰金に関する一万円と五万円とし、三千円を三万五千円と、それぞれ増額し、さらに罰金と懲役を併科し得るよう訂正しておきます。

がこれにタッチすることはあまり好きで
しくないといふ意見でございまして、
小委員会は満場一致これを承認いたし
ました。すなわち、第二條の「内閣總理
大臣」、第三條の「内閣總理大臣」を

方針に従つて講談を進めてゆきりたい
と思ひます。——緊急の事案があるそ
うでありますから続行いたしたいと思
いますが、暫時休憩いたします。

地方財政に想いをいたし、また地方を愛し、鼓舞する責任にある政府といふことはしましては、一日も速やかにこの法律を完成して、わが國会に提出をしてやらなければならぬと思うのでござ

では本日はこれをあつて散会いたります。
午後四時三十四分散会

附則第一條の、本法律の施行を政令によります。右のほか「政令」を「市町村条例」に改め、また別表備考三のアルゴール類中にエチドルを加える等小修正があります。

「地方財政委員会」に修正いたしました。なおそれに附隨いたしまして、附則の、この「法律により内閣総理大臣の一項は前例により削除いたすこと」といたします。

午後四時二十八分開議
○坂東委員長 休憩前に引続き会議を開きます。
○千賀委員 地方制度並びに地方財政制度の改革につきましては、最近地方

しますが、どうな点かがおさりにされることは、特に関係の深いわれわれ地方制度委員会、殊に地方制度の母であり父である、淵源であるわれわれの委員会におきましては、實に焦るにかられておるのでござりまする。

以上は修正意見の要点であります。が、これらは文字通り、あるいは同じ意味で原案に纏りこみ、三月三十日の小委員会で修正の上採決したのであります。

質問がありましたら御発言願います。

財政の窮屈が実に焦眉の急に迫つておるのでござります。私は昨日も愛知県岡崎市役所等に出頭して、いろいろ問題を討議したのでござりまするが、縣

さらだ、こまかい字句の修正がありますので、この機会に一應申し上げておきたいと思いますことは、原案中に「地方條例」とありますものを「市町村条例」と書き改めているのです。この点は各章、各條にわたっておりますので、一括して申し上げておきたいと思います。以上御報告申し上げま

○高田委員長代理 それでは、各小委員会で御審議御研究くださいました消防法案、競大法案は、本委員会に移して審議を進めることにしたいと思います。

会は済ましてみ、また市会は済ましてみたのでございますが、結局根本がきまつておらないので、ほんとで暗中模索の形で安定を欠いておりまして、実は当事者たちは困つておるのであります。これは單に愛知縣の問題だけではなくして、この愛知縣の事実は、あべて日本のことごとくの地方財政の事実を、ここに反映しているものであると

○井戸(井)の町 なお 進む

歴するものでござります。かようなわ

昭和二十三年五月二十八日印刷

昭和二十三年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局